

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（1）～（8）の2 （略）</p> <p>（8）の3 前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権であって<u>次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>金融商品取引所に上場されていた新投資口予約権（規則で定めるものに限る。）</u></p> <p>ロ <u>前イに掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの（以下「非上場新投資口予約権」という。）</u></p> <p>（9）～（11） （略）</p> <p><u>（12）第1号から前号までに掲げる株式等以外のもので、規則で定める要件のすべてを満たすもの（株式、投資口又は優先出資については、会社法第325条の2（投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項において準用する場合を含む。）に規定する電子提供措置をとる旨の定款又は規約の定めがある発行者が発行するものに限る。）</u></p> <p>（帳簿の電磁的記録による作成）</p>	<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（1）～（8）の2 （略）</p> <p>（8）の3 前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権であって、<u>金融商品取引所に上場されていたもの（規則で定めるものに限る。）</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（9）～（11） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（帳簿の電磁的記録による作成）</p>

第35条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿（第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第116条まで同じ。）、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿（第271条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第270条の2まで同じ。）、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿（第272条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第271条の4まで同じ。）、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿（第278条第1項において読み替えて準用する第117条第1項又は第285条の40に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下同じ。）、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、反対株主管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対投資主管理簿及び反対新投資口予約権者管理簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。）により作成することができる。

2 (略)

(分配金支払予定額の通知)

第285条の75 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前号の受益者ごとの源泉徴収税額控除前の分配金支払予定額
(ただし、租税特別措置法第9条の3の2第1項の分配金に該当し

第35条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿（第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第116条まで同じ。）、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿（第271条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第270条の2まで同じ。）、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿（第272条第1項において読み替えて準用する第117条第1項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第271条の4まで同じ。）、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿（第278条第1項において読み替えて準用する第117条第1項又は第285条の40に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下同じ。）、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、反対株主管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対投資主管理簿及び反対新投資口予約権者管理簿を電磁的記録（電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。）により作成することができる。

2 (略)

(分配金支払予定額の通知)

第285条の75 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前号の受益者ごとの源泉徴収税額控除前の分配金支払予定額

<u>ないものについては、源泉徴収税額控除後の分配金支払予定額とする。)</u>	
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
2～6 (略)	2～6 (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 規程第6条第8号の3イに規定する規則で定めるものは、取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の9第1項に規定する取得条項付新投資口予約権をいう。）であって、新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新投資口予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されている新投資口予約権とする。</p> <p><u>9 規程第6条第8号の3ロに規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</u></p> <p><u>（1）新投資口予約権の目的である投資口が振替投資口であること。</u></p> <p><u>（2）当該新投資口予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。</u></p> <p><u>（3）当該新投資口予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。</u></p>	<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 規程第6条第8号の3に規定する規則で定めるものは、取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の9第1項に規定する取得条項付新投資口予約権をいう。）であって、新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新投資口予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されている新投資口予約権とする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

10 規程第6条第12号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 日本証券業協会の定める株主コミュニティに関する規則に基づき株主コミュニティが組成されている株式等の発行者が発行するもの

ロ 金融商品取引法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券であり、日本証券業協会の定める店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則に基づく特定投資家向け銘柄制度の対象となる株式等の発行者が発行するもの

ハ 金融商品取引法第24条第1項（同法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書を提出している発行者が発行するもの

ニ 規程第6条第1号又は第9号に掲げる発行者が発行するもの

(2) 当該株式等を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。

(3) 当該株式等を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項（第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債に

(新設)

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項（第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債に

についての同意の場合に限る。)を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)を提出しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 第4号の株式等又は第6号の新株予約権、新投資口予約権若しくは新株予約権付社債(非上場新株予約権、非上場新株予約権付社債及び非上場新投資口予約権を除く。)について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(11) (略)

2・3 (略)

(株式等の取扱いの廃止の事由)

第5条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号、第8号、第8号の2若しくは第9号から第11号までに掲げるもの(上場する予定のものに限る。)又は同条第4号、第6号、第8号の3若しくは第12号に掲げるものであったもの 機構が別に定める日

3～5 (略)

(取次停止期間の取扱い)

第345条 (略)

(1) 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日か

についての同意の場合に限る。)を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)を提出しなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 第4号の株式等又は第6号の新株予約権、新投資口予約権若しくは新株予約権付社債(非上場新株予約権及び非上場新株予約権付社債を除く。)について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(11) (略)

2・3 (略)

(株式等の取扱いの廃止の事由)

第5条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号、第8号、第8号の2若しくは第9号から第11号までに掲げるもの(上場する予定のものに限る。)又は同条第4号、第6号若しくは第8号の3に掲げるものであったもの 機構取扱対象株式等に該当しなくなった日

3～5 (略)

(取次停止期間の取扱い)

第345条 (略)

(1) 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日か

ら起算して3営業日前の日（非上場新株予約権にあつては、2営業日前の日）から株主確定日まで

(2) (略)

(新株予約権行使により交付される振替株式の記載又は記録に係る通知事項)

第347条 (略)

2 規程第268条第1項の通知は、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して3営業日後の日（非上場新株予約権にあつては、2営業日後の日）に行うものとする。

3・4 (略)

5 規程第268条第9項に規定する記載又は記録は、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して4営業日後の日（非上場新株予約権にあつては、3営業日後の日）に行うものとする。

6 (略)

ら起算して3営業日前の日から株主確定日まで

(2) (略)

(新株予約権行使により交付される振替株式の記載又は記録に係る通知事項)

第347条 (略)

2 規程第268条第1項の通知は、原則として、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して3営業日後の日に行うものとする。

3・4 (略)

5 規程第268条第9項に規定する記載又は記録は、原則として、機構が同第265条第8項の通知又は請求を受けた日から起算して4営業日後の日に行うものとする。

6 (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第345条及び第347条の改正規定は、令和6年3月25日から施行する。

以 上